

# 逐條土地收用法資料

(六)

## 高坂孝三

### 第二章 事業ノ準備

第九條 事業ノ準備ノ爲必要アルトキハ起業者ハ事業ノ種

類及立入ルヘキ土地ノ區域ヲ定メ地方長官ノ許可ヲ得テ

土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スコトヲ得但シ此場合ニ  
於テ宮内省又ハ國ノ起業ニ係ルトキハ宮内大臣又ハ主務  
大臣ハ之ヲ地方長官ニ通知スヘシ

地方長官前項ノ許可ヲ與ヘ又ハ通知ヲ受ケタルトキハ起  
業者、事業ノ種類及立入ルヘキ土地ノ區域ヲ公告シ又ハ

之ヲ其ノ土地占有者ニ通知スヘシ

第十九條ノ地方長官ノ公告又ハ通知ノ後起業者カ事業ノ

準備ノ爲其ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於  
テハ本條ノ許可又ハ通知ヲ要セス

日出前日没後ヘ起業者ハ占有者ノ承諾アルニ非サレハ邸  
内ニ立入ルコトヲ得ス

註、本條ノ規定ニ依リ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スニ因  
リテ他人ニ及ボシタ損失ハ起業者ガ之ヲ補償スルヲ要ス  
ル(第五十七條)。

第十條 前條ノ場合ニ於テハ起業者ハ立入ルヘキ日ヨリ五  
日前ニ其ノ日時及場所ヲ市町村長ニ通知スヘン

市町村長ハ之ヲ公告シ又ハ其ノ土地占有者ニ通知スヘシ  
邸内ニ立入ル場合ニ於テハ起業者ハ豫メ其ノ占有者ニ通  
知スヘシ

註、樺太ニ於テハ本條及第十一條第二十四條等ニ規定スル期  
間ハ二倍トセラレ、尙本法中内務大臣ノ職權ヘ拓務大臣、

地方長官及收用審査會ノ職務ハ樺太廳長官か之ヲ行フコト  
トトナツテ居ル（樺太ニ施行スル法律ノ特例ニ關スル件  
第十七條）。

### 一、本條第四項改正ノ理由

（内務昭和二年案說明書）

（原文）事業準備ノ爲起業者カ日出前日沒後邸内ニ立入ル場合ニ  
在リテハ市町村長タル行政廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要スルノ規  
定ナルモ夜間ニ於ケル住居安全ノ保障ヲ行政廳ノ處分ニ讓ルハ  
占有者ノ權利ヲ輕視スルノミナラス既ニ第二十條第三項ニ於テ  
同一ノ場合ニ占有者ノ承諾ヲ必要トシタルヲ以テ此ノ場合モ亦  
其立入ニ付占有者ノ承諾ヲ要スルコトニ改メムトス

第十一條 第九條ノ規定ニ依ル測量又ハ検査ノ爲必要アル  
トキハ起業者ハ行政廳ノ許可ヲ得テ障害物ヲ除却スルコ  
トヲ得

前項ノ規定ニ依リ障害物ノ除却ヲ爲ス場合ニ於テハ起業  
者ハ三日前ニ其ノ所有者及占有者ニ通知スヘシ

施行令

第一條 土地收用法第十一條第一項ニ規定シタル行政廳ノ職權

ハ市町村長之ヲ行フ

第二條 土地收用法第九條第十一條又ハ第二十條ノ規定ニ依リ

起業者ノ爲土地ニ立入り又ハ障害物ヲ除却スル者ハ其ノ證票

ヲ携帶スヘシ

障害物ヲ除却スル者ハ行政廳ノ許可證ヲ携帶スヘシ

註、内務省ノ起業ニ係ル土木事業ニ關シ土地ニ立入り又ハ障

害物ヲ除却スル者ノ携帶すべき證票ハ大正三年内務省告

示第七號ニ依リ定メラレテ居ル。

### 一、本條ニ所謂障害物ノ意義並ニ範圍

（明治三十三年二月十三日）

（要旨）土地收用法第十一條ニ所謂障害物トハ測量又ハ檢  
查ノ障害トナルヘキ物件ニシテ其ノ範圍如何ハ事實問題ニ  
屬ス

（問）十一條ニ「障害物」ト有ルノハ建築物或ハ農作物迄這入ル  
ノ御座イマスカ其レヲ何ヒマス

（政府委員答）障害物ト云フノハ是ハ事實ノ問題デ御座イマスケ  
レドモ或ハ農作物ヲ除カナケレバ測量ガ出來ナイト云フコトガ  
或ハ有ルカモ知レマセヌ、併シ乍ラ先づ實際ニ於テハサウ云フ

コトハ無カラウト思ヒマス、詣リ「測量又ハ検査ノ爲必要アルトキ」ト有リマスカラ測量検査ノ障害トナルモノデ御座イマス

其レデアリマスカラシテ——事實問題デハアリマスケレドモ——  
一尺今御尋ノ農作物ノ如キハ先ヅ々障害物トシテ除却スル必  
要ハ無イダラウト思ヒマス

## 二、障害物除却ニ因ル損失ノ補償

(一四議明治三十三年二月十三日) 貴族院

(要旨) 土地收用法第十一條ニ依リ建築物ヲ除却セラレタ  
者ハ同法第五十七條ニ依リ損失補償ヲ請求スルコトヲ得  
(問) (前號参照) 農作物ノ場合ハ少イデアリマセウガ建築物ノ

場合ハ除却スル必要ガ有ラウト思ヒマス、若シサウ云フ場合建  
築物ヲ除却サレタ者ハドノ條ニ依ツテ其ノ補償ヲ請求スルコト  
ガ出來ルデアリマセウカ御説明ヲ願ヒマス

(政府委員答) 其ノ補償ノコトハ後ノ「損失ノ補償」ト云フ第六  
章ノ中ニ規定ガ御座イマス、即チ第五十七條ノ「第九條又ハ第  
二十條ノ規定ニ依リ土地ニ立入り測量検査又ハ調査ヲ爲スニ因  
リテ他人ニ及ボシタル損失ハ起業者之ヲ補償スベシ」ト云フ此  
ノ規定ニ依リマス

## 第三章 事業ノ認定

第十二條 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ内務

大臣之ヲ認定ス但シ軍機ニ關スル事業ハ此ノ限ニ在ラズ  
註、都市計畫法ニ依ル土地收用ニ於テハ同法第三條ニ依ル都  
市計畫ノ認可ヲ以テ土地收用法ニ依ル事業認定、看做ス

コトトナツテ居ル(都市計畫法第十九條)。其他不良住宅  
地區改良法ニモ同様ノ規定ガアル。

## 一、事業認定ヲ内閣ヨリ内務大臣ニ移管シ

### タル理由

(内務昭和二年  
改正案説明書)

(要旨) 土地收用ノ事業認定ヲ内閣ニ於テ爲ストキハ其ノ  
事務ノ取扱ハ徒ニ手續ヲ要シ爲ニ公益事業ノ執行ヲ遲滞セ  
シムルノ虞アルヲ以テ事務ノ簡捷ヲ圖ルカ爲ニ之ヲ内務大  
臣ニ移シタリ

(原文) 土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ノ認定ヘ内閣ニ  
於テ之ヲ爲スニ規定ナリト雖モ其ノ事務ノ取扱ヘ第十三條ノ規  
定ニ依リ内務大臣ニ申請シ内務大臣之ヲ審査シテ内閣ニ提出シ

之ヲ閣議ニ附シ認定スルモノニシテ徒ニ手續ヲ要スルノミナラ  
ス之力爲ニ公共事業ノ執行ヲ遲滞ナラシムルノ虞ナシテス加  
之其ノ認定處分ノ性質タルヤ一個ノ行政處分ニ外ナラサルヲ以  
テ事務ノ簡捷ヲ圖ルカ爲之カ認定ヲ内務大臣ニ移サムトス

(二)

(五二 議昭和二年三月十七日)  
(衆議院 特別委員會)

(要旨) 所有權尊重ノ趣旨ニヨリ内閣ニ屬セシタル土地  
收用ノ事業ノ認定ヲ内務大臣ニ移シタルハ實際上ノ手續ノ  
簡略ヲ圖リタルモノニシテ所有權ノ侵害ヲ輕視シタルモノ  
ニ非ス

(問) 憲法上ノ保障ヲ有スル土地所有權ノ侵害ト云フコトハ伸々  
重大ナ問題デアル此ノ重大問題ヲ内務省一省丈ケテ決スルノハ  
イケナイト云フ趣旨カラ此ノ法律ヲ制定スル際ニ於テ所有權尊  
重ノ意味デ内閣ト云フコトニシタコト思フ、殊ニ此ノ所有權  
ヲ侵害スベク他カラ見テ適當デアルヤ否ヤト云フコトヲ……内  
務省丈ケテ決定シヨウト云フコトハ非常ニ無理ナコトト思フ、  
是ハ當然ノ結果トシテ内閣デ閣議ヲ經テ決定スルト云フコトガ  
所有權即チ憲法上ノ保障アル臣民ノ權利ヲ擁護スル上ニ於テ非  
常ニ大切ナ意義ヲ有スル

(政府委員答) 認定権ヲ内閣ニ留保致シマシタ趣旨ハ是ハ御説ノ  
通リデアラウト思フノデアリマス、唯實際上ノ手續ハ内務省ガ  
其ノ書類ヲ取扱ヒマシテ之ヲ内閣ニ提出シテ認定ヲ受ケルコト  
ニナツテ居リマスノデ、土地收用法施行以來ノ永イ間内閣ノ認  
定ヲ求メマシタ件數ガ隨分澤山有ルノデスガ、内務省カラ土地  
收用ヲスベキ事業ト云フコトヲ申出デマシタガ内閣デ否認サレ  
タコトモ無イノデス、御話ノ如ク其ノ事業ハ單ニ内務省ニ關係  
シタ事業許リデハ有リマセヌケレドモ、其レニ對シテ内務大臣  
ガ相當ニ調査ヲ致シテ土地收用ヲ許ス可ラザルカト云フ  
判斷ヲ今迄仕來ツタノデ、其ノ點カラ手續ヲ出来ル丈ケ簡略ニ  
致シ度イト云フ考デ内務大臣ト致シタモノノデ少シモ所謂憲法ノ  
保障シテ居ル所有權ニ對スル侵害ヲ輕ク見タ次第デヘナインノデ  
アリマス。

二、事業認定ノ意義並效力

(行裁昭和六年第二五五號)  
(一)

(要旨) 土地收用法第十二條ニ所謂事業ノ認定トハ特別ノ  
事業カ同法ニ依リ土地ノ收用又ハ使用ヲ爲シ得ル事業ニ該  
當スルヤ否ヲ決定スルノ謂ナリ

事業認定ハ起業者及事業ノ種類並起業地ヲ特定スルノ效力ヲ有スルニ過キサルモノナルカ故ニ之等ノ事實ニ變更ヲ來ササル限り工事設計ノ一部ヲ變更スルモ該事業認定

更正ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス

(判決理由)同條ニ所謂事業ノ認定トハ特別ノ事業ガ同法ニ依リ土地ノ收用又ハ使用ヲ爲シ得ル事業ニ該當スルヤ否ヲ決定スルノ謂ニシテ同法第十四條ニ「内務大臣カ認定ヲ爲シタルトキハ起業者及事業ノ種類並起業地ヲ公告スヘシ」トアルニ徵スルトキハ右認定ハ起業者及事業ノ種類並起業地ヲ特定スルノ效力ヲ有スルニ過キサルモノナルカ故ニ之等ノ事實ニ變更ヲ來ササル限り工事設計ノ一部ヲ變更シタルノ故ヲ以テ該事業認定更正ノ手續ヲ爲スコトヲ要スルモノニ非ス

(判決理由)原告ガ被告ノ裁決ヲ不法ナリトスルハ本件ノ收用土等ノ影響ヲ及ボサス

(二)  
(行裁明治三十九年四月一日宣告)  
(要旨)土地收用法ニ依ル内閣ノ認定ニ付テハ同法第一條ノ外何等規定ナケレハ内閣ハ其事業カ公共ノ利益ト爲ルヘキモノナルヤ否ヤ又其ノ土地ハ該事業ノ爲メ必要ニシテ收用又ハ使用スルノ要アルヤ否ヤヲ認定スヘキモノトス而シ

テ該認定カ工事着手以前ニ行ハレタルト否トハ其效力ニ何地ハ明治三十八年十二月十一日内閣ノ認定シタル土地ノ區域外ナルコト土地收用法ハ既設工事ニ付キテハ其適用ヲ見サルコト理由トシ假令内閣ノ認定ニ基キタル收用審査會ノ裁決ト雖裁判所ノ救濟ヲ得テ之ヲ取消シ得ヘキヲ以テ原告ノ請求ハ至當ナリト主張スルニ在リト雖土地收用法ニ依ル内閣ノ認定ニ付テハ同法第一條ノ外何等ノ規定ナキヲ以テ内閣ハ其事業ノ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ナルヤ否ヤ及其土地ハ其事業ニ必要ニシテ、收用又ハ使用スルノ必要アルヤ否ヤニ付キ認定スヘキモノニシテ其認定ガ工事ニ着手以前ニ爲サレタルト以後ニ爲サレタルトハ敢テ認定ノ效力ニ影響スルコトナシ又本件ノ土地カ内閣ノ認定ヲ經タルモノナルヤ否ヤヲ見ルニ明治三十八年十二月十一日官報第六七三五號ニ依レハ内閣ノ認定ニハ新潟縣中頃城郡米山村地内トアリ而シテ新潟縣知事カ土地收用法第十九條ニ依リ内閣ノ認定ニ基キ爲シタル土地細目ノ公告中ニ本件土地ヲ包含スルコトハ當事者間争ヒナキ事實ナルヲ以テ内閣ノ認定ナキ土地ヲ收用シタルトノ原告ノ主張ハ不當ナリトス

### 三、事業認定處分ノ性質

(内務昭和一年改正案説明書)

(行裁大正五年七月三十一日宣告)

(要旨) 事業認定處分ハ土地ノ強制徵收權ヲ附與スル處分ニシテ起業主體ノ如何ニ依リ其ノ性質ヲ異ニスルコトナシ

(原文) 宮内大臣又ハ主務大臣ヨリ事業認定ノ請求ヲ受ケタル内務大臣ハ唯々其ノ請求ニ應シ認定アルニ非スシテ一般ノ事業認定ト同様ノ自由裁量處分ヲ爲スコトヲ得ルモノトス蓋シ事業認定處分ハ土地ノ強制徵收權ヲ附與スル處分ニシテ起業主體ノ如何ニ依リテ認定處分ノ性質ヲ異ニスヘキ理由ナケレハナリ若シ夫レ宮内大臣又ハ主務大臣ノ請求ヲ排スル場合ニ在リテ宮内大臣又ハ主務大臣異議アルトキハ事實上閣議ニ於テ決定スルコトナル之レ一般事務カニ上ノ關係アル場合ト異ルコトナシ

註、事業認定處分ノ性質ニ關シテハ之ヲ設權處分ナリト解スル說ト確認處分ナリト解スル說トガ對立シテ居ル。設權處分說ヲ採ル者ノ中ニモ本件ノ如ク事業認定ニ依リ起業者ニ強制徵收權ヲ附與スト爲ス者ト事業認定ニ依リ起業者方土地收用請求權ヲ取得スルト爲ス者トガ有ル。

### 四、事業認定ト收用審査會ノ權限

(内務昭和十二年九月二十九日願決)

(要旨) 内務大臣ノ事業認定ヲ受ケタル土地ノ區域内ニ於

(要旨) 土地收用ニ關スル事業カ公共ノ利益ト爲ルヘキモノノナリヤ否ヤハ土地收用法第十二條ニ依リ内閣ニ於テ認定スヘキ事項ニシテ收用審査會ノ審理裁決スヘキ事項ニ非ス

(判決理由) 土地收用ニ關スル事業カ公共ノ利益ト爲ルヘキモノナリヤ否ヤハ土地收用法第十二條ニ依リ内閣ニ於テ認定スヘキ事項ニシテ收用審査會ノ審理裁決スヘキ事項ニ非ス而モ本件事業カ公共ノ利益ト爲ルヘキ事業トシテ内閣ノ認定ヲ受ケタルモノナルコト當事者間争ナキ所ナルヲ以テ此ノ點ニ付キ收用審査會カ公事會カノ裁決ニ於テ審査スヘキ限ニ在ラスト說示シタルハ法第四十四條ニ反スルモノニ非ス事業準備以後違法屢犯ヲ事トシ剥サヘスヘキ限ニ在ラスト說示セサルモ法第四十四條ニ反スルモノニ非ス

### 五、事業認定ト裁決不服ノ理由

テ爲シタル收用審査會ノ裁決ニ對シテハ土地ノ區域カ事業

用地トシテ地形上竝ニ地盤上不適當ナリトスルモ之ヲ理由

トシテ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

(裁決理由)訴願人等ハ熊本縣收用審査會カ裁決ヲ爲シタル土地ノ區域ハ學校用地トシテ地形上竝ニ地盤上不當ナリト主張スルモノナルモ收用審査會カ收用スヘキ土地ノ區域ノ決定ヲ爲スニ當リテハ必スヤ内務大臣ノ事業認定ヲ受ケタル土地ノ區域内ニ於テ之カ裁決ヲ爲スヘク其ノ區域外ニ涉リテ裁決ヲ爲スノ權限ヲ有セアルハ言ヲ俟タス然ルニ本件ニ於テハ熊本縣收用審査會ハ昭和十一年十二月七日熊本縣知事ノ定メタル位置ニ對シ昭和十二年三月九日内務大臣ノ事業認定ヲ受ケタル土地ノ區域内ニ對シ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルモノニ非ス

## (政訴訟ヲ許シタル規定ナシ)

(事實及由理)本訴ノ要旨ハ埼玉縣知事ハ昭和三年四月五日埼玉縣大里郡深谷町大寄村及新會村内ニ於テ放水路ヲ新設スルニ依リ土地ヲ土地收用法ニ依リ收用スル爲同法ニ依リ土地ヲ收用スルコトヲ得ル事業タルノ認定ヲ被告ニ申請シ被告ハ同年五月二十一日前示申請ノ事業ハ放水路新設ノ公共ノ利益トナルヘキ事業ナリト認定シ同日其ノ公告ヲ爲シ起業者ハ同年六月十三日收用土地細目公告ヲ爲シ以テ原告等ノ土地所有權ヲ侵害シタルニ依リ被告ノ爲シタル右事業認定ハ之ヲ取消ス訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ判決ヲ求ムト云フニ在リ然レトモ土地收用法中土地收用審査會ノ違法裁決ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトル者ハ行政訴訟ヲ提起スルヲ得ル旨ヲ規定シアルモ土地ヲ收用スルコトヲ得ル事業ノ認定ニ關シテハ行政訴訟ノ提起ヲ許ス旨ノ規定ナキニ依リ右ニ關シテハ行政訴訟ノ提起ヲ許サルノ法意ナリト解スルヲ相當トス

## (行裁昭和三年第二一〇號)

(二)

## (行裁明治三十七年第二〇八號)

レタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ル旨ノ規定

アルモ土地ヲ收用スルコトヲ得ル事業ノ認定ニ關シテハ行

ニ付キ爲シタル裁決ニ對シ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許シタルモノナレハ事業ノ認定ニ關シ行政裁判所ニ於テ論争スルヲ得ス。

(判決理由) 土地收用法第十二條ニ「土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業ハ内閣之ヲ認定ス」同第三十五條ニ「收用審査會ハ云々收用又ハ使用ノ裁決ヲ爲スモノトス」、收用又ハ使用スヘキ土地區域ニ、損失ノ補償三、收用ノ時期期間」同第八十一条ニ「收用審査會ノ違法裁決ニ由リ云々行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」トアリテ是等ノ規定ニ依レハ土地ヲ收用スルコトヲ得ル事業ノ認定権ハ内閣ニ屬シ收用審査會ハ右第三十五條ニ定メタル事項ニ對シ裁決ヲ爲シ其裁決ニ對シ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許シタルモノト謂ハサルヘカラス然リ而シテ内閣ハ同第十三條ニ「起業者カ内閣ノ認定ヲ受ケントスルトキハ事業計畫書及圖面ヲ添ヘ云々内閣ニ提出スヘシ」トアル規定ニハ事業ノ認定ヲ爲シタルモノナレハ本件ノ事業ハ内閣ノ認定ヲ經タルモノナルコト明白ニシテ係争事業認定ノ如キハ收用審査會ノ裁決スヘキ事項ニアラサルヲ以テ原告ハ當裁判所ニ於テ之ヲ論争スルヲ得ス。

(行裁大正十三年第一九二號)

註、從ツテ事業認定ニ際シテハ臣民ノ權利尊重ノ趣旨ヨリ其ノ審査ノ慎重ヲ期スルコトガ必要トナル。次號資料參照。

(要旨) 土地收用法ハ收用審査會ニ對シ事業認定ノ適否ヲ審査決定スルノ權限ヲ付與セス而シテ同法第三十五條所定ノ事項ニ關スル收用審査會ノ違法裁決ノミニ對シ出訴ヲ許シタルニ過キサレハ事業認定ノ違法ヲ主張シテ收用審査會ノ裁決ヲ攻撃スルコトヲ許ササルモノト認ムルヲ相當トス

(判決理由) 原告ハ本件内閣ノ事業認定ヲ違法ナリト斷定シ右認定ノ違法ナル以上ハ本件裁決モ亦違法タルヲ免レスト主張スルモ土地收用法ハ其ノ第三十五條ニ於テ收用審査會ノ裁決ヲ以テ定ムヘキ事項ヲ列記シ收用審査會ニ内閣ノ爲シタル事業認定ノ適否ヲ審査決定スルノ權限ヲ付與セス而シテ第八十一條ニハ收用審査會ノ違法裁決ニ依リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ト規定スルヨリ見レハ第三十五条所定ノ事項ニ關スル收用審査會ノ違法裁決ノミニ對シ出訴ヲ許シタルニ過キシシテ内閣ノ爲シタル事業認定ノ違法ヲ主張シテ收用審査會ノ裁決ヲ攻撃スルコトヲ許ササルモノト認ムルヲ相當トス從テ假ニ本件内閣ノ事業認定カ違法ナリトスルモ之ヲ以テ本件裁決ヲ違法ナリトシテ取消スヘキ限ニ在ラス